倉吉交流プラザでは「障がい者等」又は「要介護者等」及びその介護者の社会参加や自立の促進を目的とする活動を支援するため、施設使用料を減免します。

番号	内　　容	使用料の減免について	
		条　件	免除内容
1	参加者が特定される場合（サークル活動や会議など）	下記の対象者(1)～(6)が 1/2以上利用される場合	全額免除
2		下記の対象者(1)～(6)が 1/2未満利用される場合	1/2免除
3	参加者が不特定多数に及ぶ場合（講演会や勉強会など）	全額免除	

※冷暖房使用料、設備器具等使用料は、減免対象外となります。

◆減免の対象者について

(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた人。

(2)介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた人。

(3)児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障害者（児）として判定し、証明書を交付した人。

(4)児童相談所長から児童福祉施設最低基準※1に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、入院が必要ないと証明書を交付された人。

(5)小学校長又は中学校長から「障害のある児童生徒の就学について」※2に規定する児童又は生徒と認定され、証明書を交付された人。

(6)　(1)～(5)の介護者

※1：児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号

※2：「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年5月 27 日付け 14 文科初第 291 号文部科学省初等中等教育局長通知）の第1の2のａの(1)のキ

◆使用料減免の内容について

1.使用料の全額免除

「障がい者等」又は「要介護者等」及びその介護者の人の社会参加や自立の促進を目的とする、次のいずれかに該当する施設利用の場合。(営利目的の施設利用は減免の対象外)

(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証等の交付を受けた人及びその介護者が利用者全体の 1/2 以上の場合。

(2)介護保険法の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた人及びその介護者が利用者全体の 1/2 以上の場合。

2.使用料の1/2免除

「障がい者等」又は「要介護者等」及びその介護者の人の社会参加や自立の促進を目的とする、次のいずれかに該当する施設利用の場合。(営利目的の施設利用は減免の対象外)

(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証等の交付を受けた人及びその介護者が利用者全体の 1/2 未満の場合。

(2)介護保険法の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた人及びその介護者が利用者全体の 1/2 未満の場合。

◆施設使用の手続きについて

① 仮 予 約

電話でご希望の日時、お部屋の空き状況の確認をお願いします。

② 使用申請

倉吉交流プラザ使用申請書と使用料減免申請に伴う概要書を提出してください。

(FAX ,E メール可)

③ 使用許可書

施設使用を決定した後、使用許可書をお送りします。

④ 施設の使用

施設を使用する当日に、窓口までお越しください。

⑤ 施設使用料

冷暖房や設備器具等については、使用された場合に使用料のお支払をしていただきます。